

岐阜県医療機能再編支援事業委託業務 プロポーザル募集要項

令和3年3月26日
岐阜県健康福祉部医療整備課

第1 目的

岐阜県地域医療構想の実現に資する県内病院の機能再編にあたり、県内病院の経営傾向を分析し、機能再編の推進及び実行並びに病院の実情に合わせた病院間連携についての支援を行うための企画提案を募集します。

応募のあった企画提案については、プロポーザル評価会議における評価を経て、最優秀提案者を選定し、県との協議により業務内容を確定したのち、予算の範囲内で契約を締結する予定です。

第2 業務内容

1 委託業務名

岐阜県医療機能再編支援事業委託業務

2 業務内容等

別添「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結の日から令和4年3月31日(木)までの間

※業務のスケジュールは別添のとおり

4 委託予定価格

上限額：23,837,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※当該上限額を超える見積額の提案は選定除外とします。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）又は、複数の法人で構成される団体（以下、「共同体」という。）とし、以下の（1）から（8）までの要件を満たすことが必要です。

また、共同体で参加する場合には、その代表法人及びその他の構成員の法人の全ての者が（1）から（8）の要件を満たしている必要があります。

なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申し込み（他の団体と共同体を構成して参加申し込みを行う場合を含む。）を行うことはできません。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）役員に次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（3）次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなさ

れている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (4) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日から岐阜県地域医療構想セミナー開催事業委託業務プロポーザル評価会議評価会議（以下、「評価会議」という。）の日までの期間内に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 評価会議の開催日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ※これらの要件は上記（5）を除き、参加申込み時から契約締結時まで継続的に満たしている必要があります。

2 企画提案書の作成

別紙仕様書に基づき、以下の項目について、事業の企画を様式2に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、原則として日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折り込み使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) 企画案の内容等
 - ① 事業実施方針について（別紙1）
 - ② 県内病院の経営傾向分析業務について（別紙2）
 - ③ 個別経営コンサルティング業務について（別紙3）
 - ④ 機能再編プラン作成支援業務について（別紙4）
 - ⑤ 機能再編実行支援業務について（別紙5）
 - ⑥ 病院間連携促進支援業務について（別紙6）
- (2) 全体スケジュールについて（別紙7）
- (3) 受託業務実績書（別紙8）
- (4) 委託業務の実施体制について（別紙9）
- (5) 社会的課題への取り組み（別紙10）

3 プロポーザルの手続き等

- (1) スケジュール
 - ① 募集要項等の公表・配布 令和3年3月26日(金)～ 4月19日(月)
 - ② 募集要項等に関する質問書受付 令和3年3月26日(金)～ 4月19日(月)
 - ③ プロポーザル参加申込受付 令和3年3月26日(金)～ 4月19日(月)

- | | |
|--------------|------------------------|
| ④ 企画提案書受付 | 令和3年3月26日(金)～ 4月26日(月) |
| ⑤ プロポーザル評価会議 | 令和3年5月中旬(予定) |
| ⑥ 評価結果の通知・公表 | 令和3年5月中旬(予定) |

(2) 募集要項等の配付場所

募集要項等は、岐阜県ホームページから入手してください。

岐阜県庁ホームページ「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」 (<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

なお、担当課窓口又は郵送等での配布は行いません。

(3) 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(様式8)を医療整備課宛てにファックス又は電子メール(ファイル形式はWordとする)で期限内に提出してください。

② 受付期間

令和3年3月26日(金)～令和3年4月19日(月)午後5時15分まで

③ 提出場所

岐阜県健康福祉部医療整備課医療企画係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁9階)

F A X 058-278-2623

電子メールアドレス c11229@pref.gifu.lg.jp

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページ「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」 (<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)にある本業務のページ上で公表します。

(4) プロポーザル参加申込書の受付

プロポーザル参加希望者は、令和3年4月19日(月)午後5時15分までに、参加申込書(様式1)を医療整備課まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合、必ず「簡易書留」とし、期限までに到着するよう日程に余裕をもって送付してください。また、到着予定日以降、電話により到着確認を行ってください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

① 提出書類

ア 岐阜県医療機能再編支援事業委託業務企画提案書(様式2)

イ 法人概要書(様式3)

ウ 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から3カ月以内のもの)又はその写し

エ 誓約書(様式4)

オ 見積書(様式5)

カ 直近事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益決算書又はこれらに類する書類

キ 共同体構成員表(共同体で参加申し込みする場合)(様式6)

ク 岐阜県医療機能再編支援事業委託業務に関する共同体協定書の写し(共同体で参加申し込みする場合)(様式7)

※共同体で参加申し込みする場合、上記イからエ及びカの書類は、すべての構成員について提出してください。

- ② 提出部数
8部（正本1部、副本7部）
- ③ 提出方法
令和3年4月26日（月）午後5時15分までに医療整備課に持参又は郵送により提出してください。
郵送の場合、必ず「簡易書留」とし、期限までに到着するよう日程に余裕をもって送付してください。また、到着予定日以降、電話により到着確認を行ってください。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

- ① 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。
 - ア 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
 - イ 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。
 - エ 企画提案書類に虚偽の記載又は不正があった場合。
 - オ 評価会議終了後に、参加者要件を満たしていない事実が発覚した場合。
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- ② 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。
- ③ 複数提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。
（軽微なものは除く。）
- ⑤ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- ⑦ その他
 - ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。
 - イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。
 - ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
 - エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日までに、辞退届（様式自由）を医療整備課に持参又は郵送により提出してください。
 - オ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。

（7）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

- ② 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額としてください。契約金額は、見積書記載金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）とします。
- ③ 経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合性がとれるものとしてください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法等

評価は、県が別に定める構成員により組織された「岐阜県医療機能再編支援事業委託業務プロポーザル評価会議」（以下、「評価会議」という。）が行います。

2 評価会議

(1) 開催日等

令和3年5月中旬（予定）

※開催場所は日時の連絡と併せて連絡します。

(2) プロポーザルの所要時間

- ・プレゼンテーション20分間（プロポーザル参加申込書の受付順）
- ・プレゼンテーション終了後、質疑を行います。（10分程度）
- ・プロジェクター等の使用は認めませんので、提出した提案書のみでプレゼンテーションを行ってください。

(3) 注意事項

- ・プロポーザル参加者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書の提出後、別途連絡します。
- ・評価会議は非公開で行います。また、プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合は、評価を行いません。

3 評価項目及び評価内容

別表評価基準のとおりです。

4 契約交渉の相手方の選定

上記の評価基準に基づき、評価会議において評価を行い、最優秀提案者を選定します。

5 提案者がいない場合の取扱い

提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ホームページ上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称、評価点及び順位点
- ② 全プロポーザル参加者の名称（申込順）

- ③ 全プロポーザル参加者の評価点及び順位点 ※
(得点順。提案金額を含む。参加者の名称は秘匿)
※名称と評価点との対応関係は明らかにしません。
参加者が2者の場合には公表しないこととします。
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合の理由

第5 契約に係る注意事項

- 1 最優秀提案者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。
また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。
- 2 選定した最優秀提案者と県が協議し、業務委託に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。
なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合、又は契約締結までの間において契約交渉をすることが不適切と認められる事案が発生した場合には、選定結果において評価の順位点が次に低い提案者（最低基準点に満たない者を除く。）と契約交渉を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

- 1 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。
- 2 個人情報保護
受託者が業務を遂行するにあたって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めてください。
- 3 守秘義務
受託者は、業務を遂行するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

- 県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。
- 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合
受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、県は契約の解除ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。
なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。
 - 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

岐阜県健康福祉部医療整備課医療企画係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111 (2534)

058-272-1860 (ダイヤルイン)

FAX 058-278-2623

電子メール c11229@pref.gifu.lg.jp

別表

岐阜県医療機能再編支援事業委託業務 評価基準

評価方法は、以下のとおりとする。

- (1) 第1表の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を110点満点として採点し、各構成員の採点数の合計を算出する。
- (2) 構成員ごとに点数の高い提案から順に第2表のとおり順位点を付する。
- (3) 各構成員の順位点を合計し、順位点合計が最も低い提案者を最優秀提案者とする。
- (4) (3)に関わらず各構成員の評価点の合計が満点の6割未満となった提案は選定から除外する。
- (5) 順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とする。なお、順位点及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。
- (6) 提案者が1者のみの場合には、評価の結果において、各構成員の評価点の合計が満点の6割以上の評価を得た場合は当該提案者を優秀提案者とし、満点の6割未満の場合には再度公募を実施するものとする。

第1表

評価項目及び評価の内容（評価点合計110点）	評価基準				
	優良	良	普通	やや不十分	不十分
1 提案内容の妥当性（70点）					
① 事業実施方針 ・募集要項・仕様書に基づき、目的を十分理解した内容となっているか。	10	8	6	4	2
② 県内病院の経営傾向分析業務 ・病院が地域医療構想に沿った機能再編を検討するに当たって有用な情報が得られる経営傾向分析の内容、方法及び県に提示する分析結果の内容となっているか。	20	16	12	8	4
【機能再編支援業務】					
③ 個別経営コンサルティング業務（別紙3） ・業務の提案は、手法の妥当性、実現性、独自性の観点から優れているか。 ・病院が機能再編を検討するための機能再編案及び将来シミュレーションの手法が適切か。 ・病院経営の継続性、持続性を考慮した提案内容か。	10	8	6	4	2
④ 機能再編プラン作成支援業務（別紙4） ・業務の提案は、手法の妥当性、実現性、独自性の観点から優れているか。 ・病院の実情や地域における役割を十分に踏まえた機能再編プランの作成支援の手法が適切か。 ・病院経営の継続性、持続性を考慮した提案内容か。	10	8	6	4	2
⑤ 機能再編実行計画作成支援業務（別紙5） ・業務の提案は、手法の妥当性、実現性、独自性の観点から優れているか。 ・病院が機能再編を行う上で、具体的で実行可能な計画作成支援の手法となっているか。	10	8	6	4	2
⑥ 病院間連携促進支援業務（別紙6） ・業務の提案は、手法の妥当性、実現性、独自性の観点から優れているか。 ・病院が病院間連携を行う上で、具体的で実行可能な連携方法を考慮した提案内容か。	10	8	6	4	2
2 実施主体の適格性（35点）					
① スケジュール ・スケジュールは妥当かつ現実的なものか。	5	4	3	2	1
② 実施体制 ・本業務の目的を達成するために十分な実施体制があり、必要な専門知識を有する者の確保が期待できるか。	10	8	6	4	2
③ 業務実績 ・本事業に類する事業の実績から、実施に必要な知識、ノウハウ、経験等は十分であるといえるか。	10	8	6	4	2
④ 事業費の妥当性 ・事業費の積算は妥当か。	10	8	6	4	2
3 社会的課題への取り組み（5点）					
「障がい者雇用」（2点） 「仕事と家庭の両立支援」（2点） 〈岐阜県登録又は厚労省認定のいずれかで2点） 「若者の採用・育成」（1点） といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	5	4	3	2	1

第2表

構成員の点数評価順位	1位の提案	2位の提案	3位の提案	・・・
順位点	1	2	3	・・・

別添

本業務の概ねのスケジュール（想定）

（1）県内病院の経営傾向分析業務

- ・ 県内病院の経営傾向分析 契約日～7月下旬
- ・ 研修動画の配信 10月頃
- ・ 個別病院への情報提供 12月頃

（2）機能再編を行う病院への支援業務

①個別経営コンサルティング業務

- ・ 対象病院募集 契約日から6月下旬
- ・ 対象病院選定 7月上旬
- ・ 個別経営コンサルティング 7月中旬から8月下旬

②機能再編プラン作成支援業務

- ・ 希望する病院からの申出・決定 9月上旬
- ・ 機能再編プラン作成支援 9月中旬から11月中旬

③機能再編実行支援業務

- ・ 希望する病院からの申出・決定 11月下旬
- ・ 機能再編実行支援 12月上旬から3月中旬

（3）病院間連携促進支援業務

- ・ 対象病院募集 契約日から6月下旬
- ・ 対象病院選定 7月上旬
- ・ 病院間連携の支援業務 7月中旬から11月中旬